

## 最大250万円を補助!! 「小規模事業者持続化補助金」で攻めの経営へ

物価高騰や賃上げ、インボイス制度の導入など、小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした制度変更に対応し、販路開拓や生産性向上を目指す皆様の「前向きな取組」を支援するのが、この**小規模事業者持続化補助金**です。

- 補助上限** **【一般型】50万円**  
 (一定の要件を満たすと50万円~200万円上乘せ)  
**【創業型】200万円**  
 (一定の要件を満たすと50万円上乘せ)
- 補助率** **2/3** (賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)
- 申請受付開始** **2026年3月 6日(金)**
- 申請受付締切** **2026年4月30日(木) 17:00まで**
- 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切** **2026年4月16日(木)**



### 例えば、こんな取り組みに使えます

- 「新しい顧客層を掴みたい!」**  
 新メニュー開発のための厨房機器の購入や、広報用チラシの作成など
- 「ネット販売に挑戦したい!」**  
 ECサイトの構築やオンライン広告の実施など(ウェブサイト関連費は補助金交付申請額の1/4が上限)
- 「店舗のイメージを一新したい!」**  
 来店客向けトイレの改修や、バリアフリー工事など

### まずは商工会へご相談を

「この経費は対象になる?」「どんな計画書を書けばいい?」と疑問をお持ちの方は、ぜひお気軽に商工会へご連絡ください。新しい一歩を踏み出す絶好のチャンスです!

## 労働保険の年度更新手続並びに一般拠出金の申告・納付について

(令和8年6月1日~7月10日)

労働保険(労災保険・雇用保険)の令和7年度確定保険料と令和8年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続を行っていただく時期となりました。

申告書・納付書は5月末に労働局より発送される予定です。同封の記入例(申告書等の記入方法)を参考に作成のうえ、7月10日までに手続きしてください。

詳しくは、コールセンターまたは埼玉労働局労働保険徴収課、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。なお、商工会へ事務委託している事業所につきましては、6月中旬に納入通知を発送し、7月10日に令和8年度第1期分を納入いただきますので、宜しくお願いたします。

埼玉労働局労働保険徴収課 TEL 048-600-6203

## 令和8年度の雇用保険料率について

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。

### 令和8年度雇用保険料率

(赤字は変更部分)

事業種類	負担者	令和8年度雇用保険料率				①+② 雇用保険料率
		①労働者負担	②事業主負担	失業・育児休業 給付の保険料率	雇用保険に 事業の保険料率	
一般の事業	令和8年度	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
	令和7年度	5.5/1000	9/1000	5.5/1000	3.5/1000	14.5/1000
農林水産・清酒 製造の事業	令和8年度	6/1000	9.5/1000	未定		15.5/1000
	令和7年度	6.5/1000	10/1000	6.5/1000	3.5/1000	16.5/1000
建設の事業	令和8年度	6/1000	10.5/1000	未定		16.5/1000
	令和7年度	6.5/1000	11/1000	6.5/1000	4.5/1000	17.5/1000



企業・街・暮らし 入間の元気を応援します

入間市商工会

